

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

326  
09/4/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 核兵器廃絶の「長旅」へ入念な船出 困難の克服には国際世論が鍵

### オバマ大統領 のプラハ演説

オバマ大統領は4月1日、メドベージェフ・ロシア大統領と会談して新しい核兵器削減条約の交渉開始に関する共同声明を発表した。それに続いて5日、プラハで核兵器廃絶をテーマに演説した。確かに重要な一歩を記す演説であったが、核兵器廃絶の課題のもっとも困難な部分について具体的な切り込みはなかった。当面は米口の新しい削減条約の中味が焦点となるが、2010年NPT再検討会議への関心は、そこに留まってはならない。

オバマ大統領のプラハ演説は、世界の注目を集めた。日本でも主要紙全てが好意的な論調でその演説についての社説を書いた。確かに、大統領選挙の公約であった「核兵器のない世界」への誓約を再度鮮明にした点において、また、その実現を「核兵器を使用した唯一の国として、行動すべき道義的責任がある」と動機づけた点において、演説はひとまず高く評価されるべきであろう。

しかし演説は、核兵器廃絶を願う多くの人々が自問している困難な問いに率直に向き合うことを避けた。避けることによって、オバマ演説の周到さが印象づけられるとともに、直面している困難の大きさが改めて浮き彫りになった。

困難な問いとは、「核兵器のない世界」への新しい胎動の原動力となったシュルツ、ペリー、キッシンジャー、ナンメッセージ——「<核兵器のない世界>に向かって行動することによって北朝鮮やイランなどが核兵器保有国になろうとすることを阻止できるし、テロリストに核兵器を渡さないことにも有効である」というメッセージと、「核兵器が存在する限り、米国は同盟国のためにも効果的な抑止力を維持する」というオバマ演説のメッセージの間に存在するギャップにどのような橋を架けるか、という問いである。

おそらく、この問いを脇にしっかりと睨みながら、大統領は「核兵器のない世界」実現のために核軍縮の前進、核不拡散体制の強化、核物質管理の厳密化、という三つの領域における取り組みが必要だとして、それぞれについて

具体的な方針を打ち出した。

その中には、米口のさらなる核兵器削減条約、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効、検証可能な兵器用核分裂性物質の生産禁止（カットオフ）条約の交渉、核不拡散条約（NPT）違反国への制裁の制度化、世界的な核査察の強化、核物質の厳格な警備保障、それをテーマにしたサミットの開催などが含まれた。

これらの提案のほとんどは決して新しいものではない。そして、話題となりながらも今まで前進がなかったのには当然にも理由があった。

CTBTや米口間の核兵器削減交渉のように、米国が主たる障害となっていた場合については、オバマ政権の登場に

#### 今号の内容

#### オバマ大統領プラハ演説

<資料>演説(抜粋訳)

#### 米口核削減交渉の行方

<資料>2つの米口声明

#### 北朝鮮の衛星発射とミサイル軍縮

<資料>安保理議長非難声明/北朝鮮の反論声明

#### 米のMD チェコ配備が足踏み

〔連載〕いま語る—25

リチャード・タンターさん(豪・ノーチラス研究所)

5月1日号は、NPT会議(NY)のため休みます。次は5月15日合併号です。

よって一定の前進が期待できるであろう（もちろん、それは重要な前進である）。しかし、他のほとんどの場合において、障害はもっと根の深いところにあった。

それは、核兵器や核物質に制限を加える主張の内容が公正さを欠いているという、国際的差別構造への途上国の不満である。例えば検査の強化が言われるが、核兵器保有国の核兵器や兵器用核物質は計量されないし、査察を受けない。そのために、査察の強化は核保有国の特権の永久化につながるという疑念が絶えないのである。

そして、この同じ障害が、先に述べたギャップをギャップたらしめているものであると言ってよいであろう。核弾頭を減らす努力は、特権の維持を放棄するというメッセージにいつ転換できるのか。

プラハ演説は、このような根本的問題に届くような切り込みを見せなかった。昨年10月に潘基文国連事務総長が、今回のプラハ演説と同じテーマで講演をしたが、そこでは例えば、核保有国は「保有核兵器の規模、核分裂物質の備蓄量」の透明性や説明責任の向上を目指すべきであるとして、差別をなくし公正さを増すための配慮を忘れなかった。現在の米国の国内事情は、このようなアプローチを許さないものなのである。

米国は、国内において強力な核抑止力論者を抱えている。

のみならず、60年以上の長きにわたって、核抑止力に基づいた国際関係を築いてきた。プラハ演説の前日には、北大西洋条約機構（NATO）が60周年記念サミットを開催し、オバマ大統領自身を含めて核兵器の役割を再確認する宣言を採択したばかりであった。

「核兵器のない世界」実現のためには、このような積年の病巣を一つ一つ説得を重ねて除去しなければならない。

その意味で、米国の「核の傘」に頼る日本もまた当事者である。「北東アジア非核兵器地帯」によって核兵器依存を止める道を選び、米国の政策転換を促すことが、「核攻撃を受けた唯一の国」日本の道義的責任であろう。

当面は、7月に案が出されるという米口の新しい核兵器削減条約の中味に焦点が移ることになる。しかし、2010年NPT再検討会議は、米口の大幅削減やCTBT、FMCT——これらの重要性を軽視するものではないが——をトピックにすることに留まってはならない。そうならないためには、大幅削減に関して、たとえば500弾頭への削減を目指し、「核兵器のない世界」へ米口を超えたテーブルが確実に視野に入るように考えるべきであろう。それが、米口が本気を示す一つの方法となる。2010年に向けて、ぶれない国際世論の形成が求められる。（梅林宏道）

## 資料 オバマ大統領の演説（抜粋） 2009年4月5日、プラハ

（前略）

数千もの核兵器の存在は、冷戦時代の最も危険な遺物である。米ソ間の核競争が行われることはなかった。だが、幾世代もの人々が自らの世界が一瞬の閃光とともに消滅するという事を知りながら生きてきた。何世紀もの時を刻み、人間の持つさまざまな美や才能を具現化してきたプラハのような都市でさえ消滅したかもしれないのだ。

冷戦は過去のものとなった、しかし、これら何千もの兵器は消えていない。世界的な核戦争の脅威は低下したが、歴史の皮肉というべきか、核攻撃の危険性はむしろ高まった。核兵器を手にした国家は数を増やしている。実験は継続している。闇市場は核の機密事項や物質を取引きしている。爆弾の製造技術は拡散している。テロリストは核兵器の購入、製造、略奪を目論んでいる。グローバルな不拡散体制の中心には、これらの危険を封じ込めるための努力が据えられている。しかしルールを破ろうとする人々や国家が増えるにつれ、この中心が持ちこたえられなくなるかもしれない。（略）

20世紀に我々が自由をめざし闘ったように、21世紀において我々は、恐怖から解放されて生きるというすべての人々の権利をめざし共に闘わなければならない。核保有国として、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある。我々だけではこの努力を成功に導くことはできない。しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる。

そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平

和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には、忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない。「そう、我々にはできる」と。

では、進むべき道筋について説明しよう。第一に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する。誤解のないよう言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。

我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

核実験のグローバルな禁止を実現するために、私の政権は速やかに、かつ果敢に、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准を追求する。50年以上にもわたる協議を経て、核兵器実験を禁止する時がいつにきたのである。

また米国は、核兵器製造に必要な原料の生産禁止に向けて、核兵器としての使用を意

図した核分裂性物質の生産を検証可能なかたちで禁止する新たな条約を追求する。我々がこれらの兵器の拡散防止を真剣に望むのであれば、それらの原料である兵器級物質の生産に終止符を打たなければならない。それが最初の一步である。

第二に、我々は協力の礎である核不拡散条約（NPT）をともに強化してゆく。

核兵器を持つ国は軍縮に向かって進み、核兵器を持たない国はそれらを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーへのアクセスを有する。この基本的取引は確固たるものである。NPTを強化するために、我々はいくつかの原則を受け入れなければならない。国際査察を強化するためには、我々にはさらなる資源と権限が必要である。正当な理由なくルールを破り、条約からの脱退を試みる国家は現実的かつただちに報いを受けなければならない。

我々はまた、国際燃料バンクなど民生核協力のための新たな枠組みを構築すべきである。これにより各国は拡散の危険性を増大させることなく平和的核エネルギーにアクセスできる。これは、核兵器を放棄したすべての国、とりわけ平和目的の計画に着手しようとする発展途上国の権利でなければならない。ルールに従って行動している国家の権利を否定するようなアプローチは決して成功しない。核エネルギーは、気候変動とたたかい、あらゆる人々に平和利用の機会を与える我々の努力に資するように、活用されてゆくべきだ。

我々はいかなる幻想も持たずに前進する。ルールを破る国は存在する。だからこそ、そのような国家が現れた際に、その国が確実に報いを受けるような仕組みが我々には必要なのだ。



# START「後継条約」、交渉開始

## —中身はこれから

4月1日、主要20か国・地域（G20）サミットに先立ち、オバマ米大統領とメドベージェフ露大統領による初会談がロンドンで行われた。発表された2つの共同声明を資料1（4ページ）、資料2（5ページ）に訳出する。ひとつは第一次戦略兵器削減条約（START I）<sup>1</sup>の後継となる新条約問題に特化した簡潔な声明<sup>2</sup>であり、もうひとつは核軍縮・不拡散のより広範な課題に言及したものである<sup>3</sup>。後者において両国は「核兵器のない世界」を達成するとの誓約を明言し、それに向けて「戦略攻撃兵器のさらなる検証可能な削減」を追求すると述べ、その第一歩が「（STARTを）新たな、法的拘束力のある条約に置き換えること」であると位置付けた。

09年12月5日に失効を迎えるSTART Iについては、クリントン国務長官とラブロフ露外相が3月6日に行った会談

で、後継となる条約の年内合意をめざす方針が明らかになっていた。両大統領による今回の声明は、合意策定に向けた二国間交渉の開始を公式に宣言するとともに、現時点での両国の基本的な合意点を述べたものである。しかし、「本日我々が公表したものは・・・条約がどのようなものになるのではなく、いかにして条約策定に至るかを示したものである」（ホワイトハウス報道官）<sup>4</sup>との発言にあるように、削減数及びその対象、検証システムの在り方など、新条約の締結に向けて懸案とされてきた諸点に関し、今回の声明では多くが明確にされていない。

### 「何を」「どこまで」削減するか

声明は、めざす新条約が戦略攻撃兵器の検証可能な削減を目的とした「包括的かつ法的拘束力を持つ」ものであ

まさに今朝、こうした脅威に対処する、新たな、より厳格なアプローチがなぜ必要であるかを我々はあらためて思い起こすことになった。長距離ミサイルに使用可能なロケット実験によって北朝鮮が再びルールを破ったのである。こうした挑発には断固とした行動が必要だ。今日午後の安保理に限らず、これらの兵器の拡散を阻止するという我々の決意を行動に移す必要がある。

ルールは拘束力を持つものでなければならぬ。違反は処罰されなければならない。言葉は意味を持たなければならない。世界は核兵器の拡散防止に向けてともに立ち上がらなければならない。今こそ、強力な国際的対応を行うときだ。北朝鮮は、威嚇や違法な兵器では安全や尊敬を得ることはできないこと知るべきだ。すべての国家は、より強い、グローバルな体制の構築に向けて手を取り合わなければならない。まさにこのために、我々は一致協力して北朝鮮に路線変更を迫ってゆかなければならない。

イランはまだ核兵器を製造していない。私の政権は相互の利益と相互の尊重に基づいてイランへの関与を進める。我々是对話の重要性を理解している。しかしその対話の中で、我々は明確な選択肢を示す。我々はイランに対し、政治・経済面において国際社会で正当な位置を占めて欲しいと望んでいる。我々は厳格な査察を伴うイランの平和的核エネルギーの権利を支持する。イランはこの道を選ぶことができる。あるいは、イランは、さらなる孤立、国際圧力、あらゆる国家の不安を増大させる地域的な核軍備競争の可能性という道を選ぶこともできる。

はっきりさせよう。イランの核ならびに

弾道ミサイル活動の脅威は実在している。それは米国に対する脅威のみならず、イランの近隣国及び我々の同盟国に対する脅威である。

チェコ共和国とポーランドはこれらのミサイルに対抗する防衛システムの受け入れに合意するという勇氣ある行動を取ってきた。イランの脅威が続く限り、我々は費用対効果にすぐれかつ有効性が実証されたミサイル防衛システムに向かって進むつもりである。もしイランの脅威がとり除かれるのであれば、我々は安全保障におけるより強固な基盤を持つことになり、今回のように欧州でミサイル防衛施設の建設を推進する理由はなくなる。

最後に、我々はテロリストが核兵器を絶対に入手しないようにしなければならない。これはグローバルな安全保障にとって最も緊急かつ危機的な脅威である。一発の核兵器を持つテロリストが一人いれば、甚大な破壊をもたらす。アルカイダは爆弾を追求し、使用することも辞さない述べている。さらに、保安が確保されていない核物質が地球上のあちこちに存在していることを我々は知っている。我々の国民を守るために、我々は、遅滞なく、目的を定めて行動しなければならない。

私は本日、攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力について発表したい。これらの機微物質の厳重管理をめざして我々は新たな基準を設け、ロシアとの協力を拡大し、新たなパートナーシップを追求する。

我々はまた、闇市場を解体し、輸送中の物質を検知・阻止し、こうした危険な取引を途絶させるための資金上の手段を講じる努力を強化しなければならない。こうし

た脅威は長期にわたるものであるから、我々は拡散防止構想（PSI）や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブといった努力を永続的な国際機構へと変えるべく力を合わせなければならない。我々は、来年中に核安全保障に関する世界サミットを米国主催で行うことで、その一歩を踏み出すべきである。

このような広範な課題に取り組むことができるのかと疑問に思う人もいるだろう。国家間の相違は抜き難くあるのだから、真の国際協力の可能性に異を唱える人もいるだろう。核兵器のない世界という議論を聞いて、達成不可能に思える目標を設定することの意義を疑う人もいるだろう。

しかし間違いのないように言っておきたい。我々は道がどこに向かっているかを知っている。国家あるいは人々が、相違点をもって自らが定義されると考えるならば、溝はさらに深まってゆく。我々が平和の追求を断念すれば、それは永遠に我々の手の届かないところに留まる。恐怖ではなく希望を選ぶ道を我々は知っている。協力の求めを非難し軽んじることは簡単だが、それは臆病者のすることだ。戦争はそのようにして始まる。そこで人類の前進は止まる。

我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなければならない。武器をとれと呼びかける方が、武器を捨てると呼びかけるよりも人々の心を奮い立たせることを私は知っている。しかしだからこそ、平和と進歩を求める声とともに高めていかなければならないのである。（後略）

（訳：ピースデポ）

資料1 戦略攻撃兵器のさらなる削減交渉に関する米ロ共同声明  
2009年4月1日

アメリカ合衆国大統領バラク・オバマならびにロシア連邦大統領ドミトリー・メドベージェフは、2009年12月に失効を迎える戦略兵器削減条約（START条約）がその当初の目的を完全に果たしたこと、また、条約で規定された戦略攻撃兵器数の上限を相当以前に達成していることに留意した。よって彼らは、不拡散条約（NPT）第6条下の米ロ両国の義務と合致するかたちで、戦略攻撃兵器の削減ならびに制限にお

る道程をさらに前進することを決定した。

両大統領は、START条約の後継となる、戦略攻撃兵器の削減ならびに制限に関する、包括的かつ法的拘束力を持つ新たな合意の策定に向けて、二国における政府間交渉を開始することを決定した。米国及びロシアは、12月の本条約失効前にこのような合意を締結する所存である。これに関連して、彼らは交渉担当者に対し以下を基本として進めるよう指示した。

- 新合意の目的は戦略攻撃兵器の削減ならびに制限である。
- 将来の合意において、締約国は、現在

も有効である戦略攻撃力削減に関する2002年のモスクワ条約が定めるところの戦略攻撃兵器の削減レベルを下回る削減レベルを追求する。

●新合意は、締約国の安全保障ならびに戦略攻撃力の予測可能性と安定性を相互に強化するとともに、START条約の履行で培った経験に基づく効果的な検証措置を含むものとする。

彼らは、交渉担当者に対し2009年7月までに新合意の策定に向けた進捗状況について報告を行うよう指示した。

(訳:ピースデポ)

るとし、12月5日のSTART I 失効前の条約締結をめざすとの両国の意向を明らかにした。また、モスクワで行われる次の首脳会談にあわせて、7月に進捗状況を報告するよう交渉担当者に命じたことに言及している。

削減のレベルに関しては、02年5月に署名されたモスクワ条約（SORT）で定められた「1700-2200発」の作戦配備された戦略核弾頭数の削減目標を「下回る」レベルを追求すると合意された。

だが前述したように、ここではその具体的内容に触れていない。問題となるのは、「弾頭数の上限をいくつに設定するか」だけではない。削減する弾頭数に実戦配備分に加え保管分を含むのか、また、大陸間弾道ミサイル（ICBM）等の運搬手段も対象に含むのか、さらには削減した戦略核戦力の廃棄を盛り込むのか、等が重要である。

削減の数的目標に関しては、4月1日付のニューヨーク・タイムズが「2段階」アプローチの可能性を伝えている。すなわち、START I 失効前の署名をめざして「査察・検証措置の堅持」「配備弾頭数の1500程度までの削減」を焦点化した条約案を策定し、その翌年により意欲的な合意、すなわち「1000発程度への削減」「運搬手段の削減」「非戦略核兵器の削減」の可能性を追求する、というものである<sup>5</sup>。

米国が500、ロシアが2079と推定される<sup>6</sup>作戦配備の「非戦略核兵器」については、新条約の削減スコープに含まれることが極めて望ましい。しかしこの点については、今回の交渉課題に含めることは非現実的との考えが米ロ両側から既に示されている。4月6日にカーネギー平和財団で講演した米側交渉チームのトップ、ガテマラー国務次官補は、「(非戦略核兵器について)どこかの段階で扱われるべき」とのオバマ大統領の発言に言及しつつも、時間的制約のなか他の問題が山積しているとして、当面追求しない意向を述べ、同席したキスリャク駐米ロシア大使も同様の見解を示した<sup>7</sup>。

## 検証規定も不透明

検証メカニズムについて声明は、「START条約の履行で培った経験に基づく効果的な検証措置」を含む、と盛り込んだ。

START I が備えていた厳格な検証・査察規定が、条約違反に対する抑止効果としての機能のみならず、米ロ両国間の緊張緩和ならびに信頼醸成プロセスとして極めて重要な役割を担ってきたことは、これまで本誌が指摘してきた通りである。しかし現状において新条約がSTART I 同様の検証機能を盛り込んだものになるかは不透明であ

る。米ロ両国、とりわけロシア側からは、START I が定めるような厳格な検証規定に対し、煩雑かつコストがかかり過ぎるといった批判が根強い。また、START制定時から既に18年が経過し、技術面での進歩が検証措置の簡略化に貢献するとの指摘もされている。

## 厳しい時間的制約

共同声明を受けての米ロ両国の実質的交渉は4月24日にローマで始まる。12月5日までの新条約締結は、米ロの交渉担当者も認めているように極めて意欲的な目標である。今後両国は多くの相違点を乗り越えていかなければならないだろう。時間的制約は極めて厳しい。これは両国の議会による批准を要するプロセスであり、十分な検討に付されるためには8月には議会に提出されるべきとの指摘もある。

さらに、この問題を複雑にしているのが米の東欧ミサイル防衛配備である。米側がMD計画で譲歩すれば、ロシアは核弾頭数を1000発に削減する交渉に応じる構えであるとの報道もあり、こうした積年の問題が今後の条約交渉に暗い影を落とすことは必至である。

クリントン国務長官が、1月13日の上院外交委員会における指名公聴会で、「(もし合意が12月までに達成できなければ)監視・検証措置を含む重要な措置に関する交渉に時間の猶予を与えるべく、双方が了承可能な手段を模索すべきだ」述べたように、両政権には弾力的かつ柔軟な交渉姿勢が求められてゆくだろう。

当面、国際社会の関心は、米ロ交渉の行方に向けられるであろう。しかし重要なことは、交渉の結果としての削減数や技術手段の問題に留まらず、両国が本当に「核兵器ゼロ」に向かう意欲を持っているとわかるような、真摯な「交渉の姿」を示してゆけるかである。両国の声明が述べるように、今回の新条約交渉は「核兵器のない世界」の達成に向けた第一歩に過ぎない。また、当然のこととして、他の核保有国、そして日本を含む「核兵器依存国」の姿勢もまた問われていることを忘れてはならない。(中村桂子) **M**

注

- 1 START について詳しくは、本誌323・4号（09年3月15日）を参照。
- 2 [www.whitehouse.gov/briefing\\_room/OfficialStatements/pg2/](http://www.whitehouse.gov/briefing_room/OfficialStatements/pg2/) から日付順で検索。
- 3 2と同じ。
- 4 4月1日、ホワイトハウス・プレスリリース、[www.whitehouse.gov/briefing\\_room/PressReleases/pg7/](http://www.whitehouse.gov/briefing_room/PressReleases/pg7/) から日付順で検索。
- 5 [www.nytimes.com/2009/04/01/washington/01arms.html?fta=y](http://www.nytimes.com/2009/04/01/washington/01arms.html?fta=y)
- 6 ピースデポ刊・イアブック「核軍縮・平和」2008年版参照。
- 7 [www.carnegieendowment.org/files/npc\\_us\\_russia1.pdf](http://www.carnegieendowment.org/files/npc_us_russia1.pdf)
- 8 [www.foreignpolicy.com/files/KerryClintonQFRs.pdf](http://www.foreignpolicy.com/files/KerryClintonQFRs.pdf)



資料2 米ロ共同声明 (抜粋訳)  
2009年4月1日

両国がお互いを敵と見なしていた時代はとうに過ぎ去ったことを再確認するとともに、両国に多くの共通の利益があることを認識し、我々は本日、ロシアと米国が今後進めてゆくべき実質的課題を設定した。我々は、お互いの見解を尊重しまた認めあうとの精神に基づき、オープンかつ誠実に双方の相違点を埋める努力をしてゆくとともに、戦略的安定性及び国際安全保障の強化に向けて協力し、グローバルかつ現在の試練に対しても立ち向かうことを決意した。

(略)

我々はまた、核軍備の管理及び削減について議論した。2大核兵器国の指導者として、我々は核不拡散条約 (NPT) 第6条下の義務を果たすために協力すること、ならびに世界の核兵器数の削減において指導力を発揮することで合意した。両国が核兵器のない世界を達成することを我々は誓約した。この長期的目標を達成するためには、軍備管理および紛争解決措置に新たな力点が置かれなければならないこと、また、あらゆる関係国がそれらの措置を完全に履行すべきであることを我々は認識している。我々は、漸進的なプロセスを通じて、両国が保有する戦略攻撃兵器のさらなる検証可能な削減を追求することで合意した。その第一歩が、戦略的軍備削減条約 (START) を新たな、法的拘束力のある条約に置き換えることである。我々はこの新条約に関する交渉を即時に開始し、7月までに新合意策定に向けた進捗を報告するよう両国の交渉担当に指示した。

欧州におけるミサイル防衛施設配備の目的について、両国の見解に齟齬があることを認識する一方、我々は、ミサイルによる挑戦と脅威に関する共同の評価を考慮に入れつつ、両国ならびに同盟国・友好国の安全保障強化をめざしたMD分野での相互国際協力の新たな可能性について議論した。

攻撃的及び防衛的兵器の関係について両政府は今後引き続き議論してゆくこととする。

我々は大量破壊兵器およびそれらの運搬手段の不拡散に向けた国際体制の強化をめざし、力をあわせ努力する所存である。関連して、我々はNPTを強く支持し、そのさらなる強化を誓約している。

我々は協力して、平和目的での核エネルギーの安全な利用を促進しつつ、核兵器及び物質の安全確保を追求する。我々は国際原子力機関 (IAEA) の活動を支持し、IAEA 保障措置システムの重要性を強調する。我々はNPT第3条が規定するIAEA包括的保障措置の普遍的順守、ならびに追加議定書の普遍的順守を追求し、これらの合意に対する批准及び履行を要請する。

我々は核テロリズムとの闘いにおける協力を深めてゆく。我々は、現在75か国が参加している「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」のさらなる促進を追求する。我々はまた、核兵器用分裂性物質の生産に終止符を打つ検証可能な条約に向けた国際交渉を支持する。

核不拡散及び軍縮の重要な措置として、我々は包括的核実験禁止条約 (CTBT) 発効の重要性を強調した。この点について、オバマ大統領は、米国による同条約批准に向けた誓約を確認した。

我々は、高濃縮ウランの民生利用を最小化にするといった、2005年にブラチスラバで立ち上げられた核安全保障イニシアティブがもたらした成果を称賛する。我々は核安全保障の改善と維持に向けて二国間協力を継続することを追求する。我々は核不拡散体制を強化しつつ、核エネルギーの平和利用に関する国際協力を促進する新たなイニシアティブの可能性を検討することで一致した。

我々は核燃料サイクルへの多国間アプローチに関するIAEAの努力を歓迎し、NPT下の権利と義務に合致するかたちで核エネルギーの導入を検討している、あるいは現存する核エネルギー計画の拡大を検討している国々に対し、相互の利益となるようなアプローチを進めていく努力を奨励する。平和目的での核エネルギーの安全な利用における協力を促進するために、両者は核エネルギーの平和利用の分野における二国間協力合意の発効をめざして努力する。

我々はまた、不拡散努力を強化に向け、非国家主体による大量破壊兵器関連物質・技術の取得の阻止に関する国連安保理決議1540の履行に新たな勢いを生みだすとの我々の意思を宣言する。

地域紛争の解決に向け、我々は二国間ベースで、また、国際フォーラムの場において努力することで合意した。

我々は、アルカイダ及び他のアフガニスタンやパキスタンで活動している反乱グループは、米ロを含め多数の国にとっての共通の脅威であるという点で一致した。我々は国連が中心的役割を担い、国際社会が一致して対応してゆくために協力・支持することで合意した。我々はまた、アフガニスタンからの麻薬流入や同国への前駆物質の違法供給に対抗するためにも同様の一致した、国際的なアプローチが適用されるべきであるとの点で合意した。両国は、地域的文脈を含むなかで、アフガニスタンの安定化、再建、そして発展に向けた国際努力を強化するための新たな手段に取り組むことで合意した。

我々は6か国協議の早期再開を支持し、2005年9月19日の共同宣言及び続く合意文書の目的及び原則に合致するかたちで、朝鮮半島の検証可能な非核化を引き続き追求することに合意した。我々は北朝鮮の

弾道ミサイル発射がこの地域の平和と安定に悪影響を及ぼすことに対する懸念を表明し、DPRKに対し抑制と国連安保理関連決議への遵守を要請することで合意した。

我々はNPT下でイランが民生核計画の権利を有することを認識するが、しかしイランはそれが平和目的に限定されたものであるとの信頼性を回復する必要がある。我々は、他のNPT非核兵器国と同様にイランは非核兵器国の地位に関する同条約第2条に基づく義務を負っていることを強調する。我々はイランに対し関連する国連安保理決議ならびにIAEAへの協力要請条項を含むIAEA理事会決議を完全に履行するよう求める。我々は、直接交渉ならびにP5+1交渉を通じて包括的な外交解決を追求するとの誓約を繰り返すとともに、国際社会の懸念に対処するべくこの機会を逃さぬよう、イランに強く求めた。

我々はまた、欧州の安全及び安定に関する対話を開始した。昨年8月の軍事行動の原因や結果について我々には見解の相違がある。しかし今日の不安定な状況に対し平和的かつ持続的な解決をめざした努力を継続すべきであるとの点で我々は一致した。我々には引き続き重大な見解の相違があることに留意しつつも、我々は昨年8月12日の6点合意、9月8日合意、他の関連合意の重要性を強調し、この地域の安定化に向けジュネーブ協議での効果的な協力を追求してゆくこととする。

我々はNATO・ロシア理事会の活動再開は前向きな一歩であるとの点で一致した。先月、上海協力機構の主催で開催されたアフガニスタンに関する特別会議に米国代表が参加したことを我々は歓迎する。

我々は欧州・大西洋及び欧州安全保障の強化をめぐる包括的対話に関する検討において、双方の関心事を議論した。そこでは、これらの問題に関係する既存の誓約や、2008年6月にメドベージェフ大統領が行った提案を含む議論が行われた。NATO・ロシア理事会とともに、OSCEはこうした対話における重要な多国間協議の場のひとつである。

(略)

我々、ロシアならびに米国の指導者たちは、冷戦思考から脱却し、両国の関係に新たな出発点を描いてゆく所存である。わずか数か月間において、我々は両国の関係に新たなトーンを創り上げるための懸命な努力を行ってきた。いまこそ実際の仕事に着手し、友好の言葉を、ロシアと米国、さらには平和と繁栄を望むすべての国々を利する具体的な成果へと変えていくときである。

(訳:ピースデポ)

## 北朝鮮の衛星発射

緊張をあおる日米政府と  
北朝鮮の瀬戸際政策

# MDではなく、北東アジアのミサイル管理・軍縮と非核兵器地帯こそが処方箋

### 失敗した衛星発射

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が4月5日午前11時30分頃（日本時間）に発射した宇宙発射体（SLV）は、日本の本州北部をかすめ、太平洋に飛び去った。北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）と米北方司令部によれば、発射体の第1段は日本海、第2段とペイロード（搬送物）は太平洋にそれぞれ落下した。「軌道には何物も投入されなかった」と結論づけたNORADのプレス発表は「以上が、この発射に関してNORADと北方司令部が公表する情報の全てである」と結ばれている<sup>1</sup>。発射の実相については、米軍、情報機関によって今後詳細な分析が行われるであろうが、分析結果の詳細が公表される可能性は低い。しかし、このプレス発表が言外に匂わせているように、これが失敗した衛星発射であることはほぼ確実である。北朝鮮はあくまでも成功であったと主張している。しかし、衛星が送り続けているという「金日成（キム・イルソン）将軍の歌」は誰にも傍受されていない。発射は、4月9日に開かれ、金正日（キム・ジョンイル）総書記を国防委員長に再選した第12期最高

人民会議に合わせたプロパガンダであったと見られる。しかし、飛距離から考えても北朝鮮のミサイル技術が相当の進化を遂げていることもまた確かである。

今回の発射が北朝鮮の主張するように衛星発射を意図したものであることを、米情報当局は発射前の早い段階から把握していた（前号参照）。NGOでも、憂慮する科学者連盟（UCS）で安全保障プログラムを主宰する物理学者であるデイビッド・ライトも、3月、独自の視点から分析した結果、「衛星」発射であろうと予測した。ライトは北朝鮮が事前通告した「危険地帯」（前号参照）や北朝鮮や中国のSLVに関する入手可能な情報といくつかの根拠のある仮定にもとづく数値計算の結果、発射されようとしているのは人工衛星であるとして、発射に使われるテポドン2の改良型と思われるSLV「銀河2号」の性能を次のように推計した<sup>2</sup>：

- ①「銀河2号」は、100キログラムのペイロードを高度400キロメートルの地球周回軌道に投入する能力がある。
- ②弾道ミサイルの軌道で発射された場合にはペイロー

## チェコ連立政権が崩壊 — 米MDレーダー計画に打撃

3月24日、チェコ下院はトポラーネク政権に対する不信任決議案を僅差で可決した。首相は26日に辞意表明、中道右派の市民民主党（ODS）を中心とした連立政権は崩壊した。


欧州では急激な経済危機が直撃し、1月に経済破綻に陥ったアイスランドの政権崩壊に始まり、2月にラトビアが、3月21日にはハンガリーが相次いで政権崩壊に追い込まれた。とりわけ、人口が少なく経済基盤が脆弱で、少数政党の連立による政権運営を行っている多くの東欧諸国は非常に厳しい舵取りを強いられている。この状況下でEU議長国の任期中（1月～6月）であるチェコで政権が崩壊したことで、欧州にはさらなる動揺が広がっている。

この政権崩壊は市民反対運動や議会の抵抗により難航していた、米ミサイル防衛（MD）レーダー配備計画を頓挫させる結果を招いた。

08年7月8日、ライス米國務長官とシュバルツェンベルグ・チェコ外相が、レーダー基地設置に関する協定に調印、国内では協定批准のために必要な法案の議会承認の段階に入った<sup>1</sup>。法案は11月27日には与党がかりうじて過半数を維持する上院で承認されたが、野党が過半数を占める下院では承認の目処が立たない情勢となった。そして今年3月17日、トポラーネク首相はついに法案の議会承認を

「一時的に」断念するに至る。首相は「このことが意味するのは批准プロセスの断念ではなく、私たちはいつでもこの課題を下院に戻すことができる」<sup>2</sup>と語ったが、その1週間後に政権自体が崩壊したのである。

チェコ政権が崩壊に至った要因は、短期的には経済危機の影響が大きい。チェコ国民の7割が2年以上にわたりMD計画に反対し続けてきたことが、常にぎりぎりの連立を維持してきた政権を少しずつ弱体化させてきたこともまた無視できないだろう。反対運動は自治体の間にも広がっている。今年2月にブリュッセルのEU本部で行われた抗議行動には、市民団体とともに40人の自治体首長が参加した。

08年5月にプラハでハンガーストライキ<sup>3</sup>を行って以来、反MD運動の火付け役として活動してきた、ヤン・タマスは次のように語っている。「おそらく世界のマスメディアはチェコ政権の崩壊をよくある政治的戦略の結果として報じるでしょう。これもまた真実で、経済危機は重要な問題です。しかしこの政権崩壊は、とりわけ民主主義と軍備撤廃、そして非暴力闘争の勝利を象徴しています。私たちの抵抗がなければ政府は決して崩壊しなかったでしょう。私たち市民は外国の軍隊を必要としていません。米国は計画を見直さねばならなくなるでしょう。これは政治家ではなく、私たち市民の勝利です」<sup>4</sup>。（塚田晋一郎）

注

- 1 本誌第309号に関連記事。
- 2 「BBC」, news.bbc.co.uk/2/hi/europe/7950583.stm
- 3 本誌第309号に関連記事。
- 4 www.nenasili.cz/en/3314\_the-czech-govt-has-fallen-a-victory-for-democracy-disarmament-and-nonviolence



ドが500キログラムの場合の射程は9000キロメートル、1000キログラムの場合の射程は6000キロメートルになる。

③しかし、「銀河2号」の構造強度は、いくつかの理由から500キログラムを超えるようなペイロードには耐えられないであろう。

これらの推計にもとづき、ライトは「銀河2号」による弾道ミサイルの発射は現段階では不可能であり、それを可能にするには、機体材料の軽量化、推進燃料の飛躍的改善など現在北朝鮮が保有していない技術の取得と外国からの技術援助が必要だと結論付けている。

## 安保理議長声明

このように、4月5日の発射を弾道ミサイルの脅威に直結させて論じる根拠はほとんどないといえる。

日米政府、とりわけ日本政府は、弾道ミサイルの脅威を声高に唱え、4月5日の発射を06年10月の国連安保理決議1718＝核実験制裁決議（抜粋訳：本誌第267号）への違反であるとして、安保理にさらなる制裁決議を採択させるべく画策した。これを後押しする非難決議も4月7日、衆参両院でほぼ同じ内容のものが採択された。しかし、安保理で拒否権を持つ中国、ロシアは宇宙開発の権利は奪うことができないという北朝鮮の立場を支持してこれに反対した。交渉は、拘束力を持たない「議長声明」の発出という形に落ち着いた。4月13日に採択された声明の全文を資料1（8ページ）に示す。日米は「ミサイル発射」という文言を要求したが、声明には採用されず、たんに「発射」とされるに留まった。また「（決議1718への）違反」も“violation”ではなく、“contravention”という穏便な表現が選ばれた。これが多くのメディアによって「非難声明」ではなく「譴責声明」と呼ばれる所以である。しかし、議長声明は「発射を繰り返し返さない」ことを北朝鮮に求めるとともに、制裁強化を強く示唆するものとなった。

## 北朝鮮外相声明

これに対して、北朝鮮が強く反発したのは言うまでもない。4月14日付で発表された「外相声明」（8ページの資料2に全訳）で、北朝鮮はかねてから予告してきたとおり激しい反論を展開した。北朝鮮の主張は次の3点である：

- ①安保理議長声明は主権侵害であり断固として拒絶する。
- ②6か国協議から離脱し、これまでの合意にも一切拘束されない。
- ③自衛のための核抑止力を強化する。無力化した核施設の原状回復を含め、核活動を再開する。

このように4月5日の発射は技術的に実証された脅威以上に、北朝鮮対日米という政治的な亀裂を修復困難なレベルに拡大した。同時に日米と中ロという6か国協議構成国の間の対立も表面化した。

4月15日、日米政府は「安保理議長声明」を受けて開かれた対北朝鮮「制裁委員会」に、制裁徹底のための対象物品の追加リストを提出、16日には日本政府は、渡航者が現金を持ち出す際に国に届け出義務の課される限度額を100万円超から30万円超に引き下げる等の制裁強化の政令を閣議決定した。この一連の過程の中で、4月5日には「飛翔体」と呼んでいた物に「ミサイル」という呼称を復活させた。

北朝鮮「外相声明」は上一連の対抗策を「当面の措置」と断っている。これが米国との直接交渉などの道を残すための、北朝鮮流の「揺さぶり」であると見ることも可能である。しかし、日米が対応を誤れば、6か国協議の成果、とりわけ05年の「9.19共同声明」が文字どおり水泡に帰する可能性もある。全く予断を許さない状況がしばらくは続くであろう。

## 北東アジアにおける「ミサイル管理」を

これら一連の外交過程、メディアの論調において決定的に欠落しているのが、「ミサイル管理・軍縮」によって危機・脅威を低減しようという発想である。

「ミサイル技術」と「衛星技術」の間の「両用性」を考慮すれば、宇宙開発に手を染めた国家間でミサイルの脅威を除去するのは容易ではないのは明らかである。必要な予防、検証制度を備えた「外交的枠組み」、すなわち「ミサイル管理体制」が求められている。

これまでも、大量破壊兵器（WMD）の運搬に用いられるミサイルについては、二国間条約の形で管理枠組みが作られ実行されてきた。例としては米ソ（当時）の「中距離核戦力全廃条約」（INF条約、88年）や第1次戦略兵器削減条約（START I、91年）などが上げられる。また、宇宙条約（67年）やラテンアメリカ非核兵器地帯条約（67年）もWMD運搬のためのミサイルの配備を空間的あるいは地域的に禁止する条項を持っている。ミサイル及びミサイル関連技術の制限のための、拘束力のない措置としてはミサイル技術管理体制（MTCR、87年）とそれを土台として作られた「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」（ICOC、02年発効、通称「ハーグ行動規範」<sup>3</sup>）があり、いずれも輸出管理などの分野で一定の成果を上げている。

例えば「ハーグ行動規範」（北朝鮮は未署名）には、「汎用性」と宇宙開発の権利に関連する下の囲みに示すような条項がある。これらは、「SLV計画が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されるかもしれない」（第3節）という認識に基づくものである。今回の北朝鮮の行動がこの条項に抵触することは明白である。

この地域には北朝鮮のノドン・ミサイルをはじめとして多種多様な弾道ミサイルや巡航ミサイルが存在している。それらは各国の国防戦略の中で独特な位置を占めてお

### 弾道ミサイル拡散に立ち向かうための国際行動規範（ICOC）第4節 <抜粋訳>

② 使い捨てSLV計画に関して、商業上、経済上の秘密性の原則と一致するように、

・SLV政策及び地上（実験）発射場の概要に関する発表を毎年行うこと。

・以下の③で言及される事前通報の仕組みに従って宣言されたように、前年に発射されたSLVの数及び一般的な種類の名称に関する情報を毎年提供すること。

・（立ち入りが許容される程度の決定を含めて）自発的に、地上（実験）発射場への国際的な監視団員の招待を検討すること。

③ 弾道ミサイル及びSLV計画に関して、

・弾道ミサイル及びSLVの発射及び飛翔実験に関する事前通報を相互に行うこと。こうした通報には、弾道ミサイル又はSLVの一般的な種類の名称、計画された発射通報を知る手段、発射区域及び計画された方向といった情報が含まれるべきである。

## 資料1 安全保障理事会議長声明

2009年4月13日  
S/PRST/2009/7

2009年4月13日に、「不拡散/朝鮮民主主義人民共和国」と題された主題に関する審議に関連して開催された第6106回安全保障理事会において、安全保障理事会を代表して議長が発出した声明は以下のとおりである：

安全保障理事会は、朝鮮半島及び北東アジア全体の平和と安定の維持の重要性を銘記する。安全保障理事会は、2009年4月5日（現地時間）に朝鮮民主主義人民共和国によって行われた発射を非難する。これは、安全保障理事会決議1718（2006年）に違反する。

安全保障理事会は、DPRKが安全保障理事会決議1718（2006年）の下での自らの義務を完全に履行しなければならないことをあらためて確認する。

安全保障理事会は、DPRKが今後いかなる発射も行わないことを求める。

安全保障理事会はまた、全加盟国に決議1718（2006年）の下での自らの義務を完全に履行するよう要請する。

安全保障理事会は、決議1718・第8節によって義務付けられた措置を、その主体と対象物品を指定することによって再調整することに合意し、決議1718（2006年）にもとづき設置された委員会に対して、これら措置を実効あるものとするための任務を遂行し、2009年4月24日までに安全保障理事会に報告を行うよう指示する。安全保障理事会はまた、委員会が行動をとらない場合

は、安全保障理事会が4月30日までに当該措置の再調整を完遂することに合意した。

安全保障理事会は、6か国協議を支持し、早期再開を求め、すべての参加国に対して、平和的手段による朝鮮半島の検証可能な非核化の達成という意図を持って2005年9月19日に中国、DPRK、日本、韓国、ロシア及び米合衆国が発した共同声明及び爾後の合意文書の実施と、朝鮮半島及び北東アジアにおける平和と安定を維持するための努力を強化するよう要請する。

安全保障理事会は、平和的かつ外交的な事態の解決への強い希望を表明し、理事国及び他の加盟国が対話をとって平和的で包括的な解決を促進することを歓迎する。

安全保障理事会は、事態を積極的に掌握し続けるであろう。

（訳：ピースデポ）

## 資料2 北朝鮮外相声明 2009年4月14日

国連安全保障理事会は4月14日、我が国の衛星発射を非難する「議長声明」を盗人たけだけでも発した。

その歴史を振り返れば、安全保障理事会が衛星発射を問題にしたことはない。

他の国々よりも多くの衛星を打ち上げてきた常任理事国を持つ安全保障理事会が、我が国が国際法に則った手続きを経て、正当に行った衛星打ち上げを論難した。これは、朝鮮人民に対する耐え難い侮辱であり、この上なく忌まわしい犯罪である。

敵対勢力は、我が国の衛星発射が結果的に長距離ミサイル能力の改善につながると主張しているが、これは問題の本質ではない。

衛星であれ長距離ミサイルであれ、それらを誰が発射したかによって安全保障理事会の行動の指針となる規準が変わることこそが重大な問題である。

手下である日本の衛星発射は許されるが、自らと異なる統治機構を持ち、自らに恭順しない我が国の衛星発射は許されないというのが米国の論理である。

この米国の盗人たけだけしい論理をそのまま認めたのが安全保障理事会である。

安全保障理事会の行動は、「宇宙は、すべての国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ国際法に従って、自由に探査し及び利用することができる」とした宇宙条約の規定にすら反する悪意に満ちた国際法違反である。

現在の支配的状況は、国連憲章が謳う主権平等と不偏の原則はたんなる見せかけであり、国際関係において働いているのが、力の論理にすぎないことを証明している。

加盟国の主権を踏みにじる国連が、我が国にとって必要なかという疑問が沸き起こってくる。

朝鮮民主主義人民国外相は、支配的な状況に対する当面の対処として次のとおり宣言する：

第1に、我が国は、我が国の主権を、悪意をもって踏みにじり、朝鮮人民の尊厳を傷つけた国連安全保障理事会の不正な行動を断固として拒絶し、非難する。

我が国は、高圧的な行動の道具に成り下がった国連安保理事会の恣意的な行為ではなく、国際社会の総意を反映する宇宙条約を含む国際法にもとづき、宇宙を利用する独立の権利を行使しつづけるであろう。

第2に、我が国が出席してきた6か国協議はもはや必要性を失った。

朝鮮半島の非核化のための「9月19日共同声明」において表明された主権と平等の尊重は、6か国協議の生命であり精神の基礎である。

6か国協議は、その当事者たちが国連安保の名のもとでこの精神を否定し、開始当初から協議を露骨に妨害し続けてきた日本が、衛星発射を理由にいつに我が国に制裁を課した今、回復不可能なほどに存在の意味を失った。

我が国は、決して6か国協議には参加しないであろうし、我が国の主権を侵害し、我が

国に武装解除と統治機構の解体を迫る舞台に成り下がった同協議のいかなる合意にも拘束されないであろう。

我が国は、主体（チュチェ）思想に基づく原子力発電産業の構築のための発電用軽水炉の建設を実行するであろう。

第3に、我が国はあらゆる方法で、自衛のための核抑止力を強化するであろう。

平和目的の衛星すら迎撃するという意志を示した敵対勢力の軍事的威嚇の増大は、我が国に核抑止力の強化を強いるものである。

我が国は、6か国協議の合意に従い無力化した核関連施設を原状回復して正常運転に戻し、原子力発電試験プラントから取り外した使用済み核燃料棒の完全な再処理を行うための措置をとるであろう。

我が国が力によって膝を屈すると敵対勢力が考えたならば、それは重大な誤りである。


それが、独立の基本精神、先軍（ソングン）思想の意味である。我が国は、国が弱体であったがために、周辺の大国の甘言によって欺かれた挙句、朝鮮全土が日本の帝国主義者たちによって長期にわたって征服された一世紀前の不名誉な歴史を二度と繰り返さない。

我が国は、6か国協議が存在を停止し、敵対勢力によって非核化プロセスが頓挫したとしても、先軍思想の力をもって、朝鮮半島の平和と安定を守り抜くであろう。

（訳：ピースデポ、原文出典：「朝鮮中央通信」英語版）

り、管理体制といっても一朝一夕に確立されうるものではない。しかし、「強硬手段と制裁」の悪循環から脱して、私たちがミサイルの脅威から自由になるために必要とされるのが、2国間もしくは多国間のミサイル軍縮と管理のための外交交渉であって、決して「ミサイル防衛」ではないのだということを、市民社会の声にしてゆかねばならない。それは「北東アジア非核兵器地帯化」の構想と相まって、この地域の脅威削減、信頼醸成の大きな流れを形作るものになるであろう。

〔付記〕ピースデポは、02年11月から05年にかけて実施した研究プロジェクト「市民社会が構想する北東アジ

ア安全保障の枠組み」において、「北東アジア・ミサイル管理体制」の可能性と実現のための段階的アプローチを提案した<sup>4</sup>。是非一読を。（田巻一彦）

注

1 www.norad.mil/News/2009/040509.html

2 「北朝鮮の衛星発射体の検討」(09年3月24日「ブレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスト」電子版)。

3 本誌第200号（03年12月15日）に抜粋記。

4 報告書の要約版及び詳細版（当該章の執筆者は黒崎輝）はピースデポのHPで読める。www.peacedepot.org/theme/toyota/toppage1.htm



# 日本の未来に 問われる 民主主義

豪ノーチラス研究所  
リチャード・  
タンターさん



私が核兵器のことを考える時、出発点となるのはいつも被爆者の存在です。日本の被爆者の経験は、核兵器がいかに非人道的なものであるかを私たちに教えてくれます。また世界のヒバクシャは、核による被害の経験を共有しています。オーストラリアでは1950年代にイギリスが砂漠で度重なる核実験を行い、先住民がヒバクシャとなりました。

私のこれまでの研究や活動の原点にあるのは、いつも戦争の犠牲者の存在でした。平和の問題に関心を持つようになった一つに、私の両親がイギリス出身であることが関係しています。第二次大戦中、英軍の空襲で多くの犠牲者が出たことを、私たちの家族はいつも考えていました。もう一つのきっかけはベトナム戦争です。当時オーストラリアでは徴兵制度が施行され、男性は19歳の誕生日に政府に登録され、毎年、くじのようにランダムに徴用されました。当時19歳の大学生だった私は幸運にも免れましたが、多数の同世代が徴兵され、兵役拒否をした人々は拘置されました。

75年の12月に、インドネシア軍が東ティモールを侵略しました。私はその頃ニューヨークの大学院にいて、半分は研究者、半分は運動家として活動していました。70年代の終わりには東ティモールや反ウランの運動に参加し、イギリスのCND (Campaign for Nuclear Disarmament) と似た形の反核運動“People for Nuclear Disarmament”では代表として活動し、83年に10万人規模のデモを展開しました。84年の総選挙では、「核軍縮党」のキャンペーンマネージャーとして動きました。この取り組みはある程度の成功を収め、2-3年後には「緑の党」に発展しました。緑の党の活動には今でも参加しています。

しかしながら、語弊を恐れずに言えば、恐らく私はいわゆる「平和主義者」ではないでしょう。これまで研究してきた東ティモールの独立平和のためには、どうしても警察力が必要な場面がありました。しかし軍事力が引き起こす最悪の結果をどうにかしたいという思いがあります。私はもともと社会学者なので、軍事構造だけではなく、我々の文化としての軍事化を分析する必要があると考えます。もし「平和主義者」だったなら、もう少しはっきりと軍事力を否定するのでしょう。

89年～03年は京都精華大学で国際関係論を教えていました。私が初めて日本に来た70年代は安保世代の影響が強かったのですが、89年には日本の学生は明らかに議論やデモをしなくなっており、その変化に驚きました。講義で日本による朝鮮半島の植民地化の歴史を話すと、学生の多くは新鮮に驚き、ビデオを観せるとその悲惨さに涙を流しました。そしてよく「先生、なぜ私たちは今までこのことを知らなかったのですか?」との質問がありました。日本の今後の平和を考えた時、これは大変ショックなことですが、日本の侵略の歴史を語らない歴史教育が行われているのは事実です。

日本の最近の潮流を私は「平成の軍事化(Heisei militarization)」と呼んでいます。この動きは現在も続いています。自衛隊はグローバルな米軍再編の一部を担っており、さらにもう一つの側面として、いわゆる「グローバルNATO」への参加の方向性が見えます。豪軍はNATOと一体となってアフガニスタンに国連治安支援部隊 (ISAF) を展開しています。また日本でも陸上自衛隊をISAFの一員として派遣すべきとの意見も出てきています。これが実行されれば、自衛隊の多数の犠牲者が出ることになるでしょう。

プッシュ・ドクトリンの下での米軍の侵略に日本も進んで参加していったことは非常に深刻です。リアリストは日本の国際的な責任として軍事化を進めるべきとしています。これは1910～20年頃の日本に見られたような、時代遅れの考え方です。今、日本が直面している本当の安全保障上の脅威は気候変動やエネルギーの安全保障、またはSARSやインフルエンザのような伝染病などの国境を超える問題です。これらは科学的に予想できますが、北朝鮮の「脅威」は、その結果を予想することはほぼ不可能です。また、これまで世界で構築されてきた軍隊や兵器システムは、新しい脅威の前では全く役に立ちません。国益ではなく、人間の利益、人間の安全保障が最も重視されるべきです。真の安全保障のアジェンダを、市民運動も政府も考えなくてはなりません。

すべての問題の根底に通ずる日本政治の構造的危機はずっと続いています。構造が変わるまで、現在進行している危機も続くでしょう。これは日本の民主主義の問題です。日本の民主主義の確かさへの問いにも繋がります。日本が被爆者のいる国として独自の安全保障を推進すれば、国際社会はそれを無視できず、新しい展開が期待できるはずです。(談。まとめ、写真：塚田晋一郎)

リチャード・タンター

「安全保障と持続可能性のためのノーチラス研究所」上級研究員。RMIT 大学ノーチラス研究所豪支部代表。89～03年、京都精華大学教授。03～05年、オーストラリアン・ディフェンス・カレッジ戦略防衛研究センター・安全保障研究プログラムのシニア・カリキュラム・アドバイザー。専門は日本及びインドネシアの安全保障。

# 日誌

2009.3.21~4.5

作成 塚田晋一郎

EU=欧州連合/IAEA=国際原子力機関/ICG=国際危機グループ/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/PSI=拡散防止構想

- 3月21日 中央アジア非核兵器地帯条約が発効。
- 3月24日 チェコ下院、トポラーネク政権に対する不信任決議案を賛成多数で可決。26日、首相は辞意表明。(本号参照)
- 3月24日付 モラン仏国防相、過去に同国が実施した核実験の被曝者に対する補償法案を国会に提出することを明らかに。
- 3月25日 米国防総省、中国の軍事力に関する年次報告書を発表。ミサイル開発が地域の軍事バランスを乱していると指摘。
- 3月25日 原爆症認定集団訴訟で、高裁段階で初めて肝機能障害を原爆症と認めた12日の高裁判決をにに対し国が上告。
- 3月27日 IAEA事務局長選挙再投票。天野、ミンティ両氏とも必要票数を得られず落選。
- 3月28日付 「憂慮する科学者同盟 (UCS)」のライト氏、北朝鮮のロケットについて100キロの衛星を積んだ3段式ロケットと推定。(本号参照)
- 3月30日 仏フリーゲート艦「ヴァンデミエール」、長崎港に入港。平和団体や長崎市が反対、県は寄港を歓迎。
- 3月31日 国際シンクタンクICG、北朝鮮が核爆弾の小型化に成功し、ノドン用核弾頭を配備したとの報告書を公表。
- 3月31日 米国防総省、北朝鮮が発射準備を

## 原子力空母母港化反対運動から市長候補

原子力空母の横須賀母港化に反対する運動のリーダーが6月の市長選に挑戦する。呉東正彦弁護士は3月19日の出馬表明で、セーフティネットの充実や地域巡回経済の活性化等を政策の柱に掲げるとともに、「母港撤回」のためにあらゆる努力をしてゆくと話した。(3月20日「神奈川」)。



## アポリション・ジャパンMLをご存じですか？

「核をめぐる世界と日本の最新動向をもっと知りたい」「自分が参加している団体や地域での活動をもっと広く紹介したい」——このようなご希望をお持ちの方は、ぜひ「核兵器廃絶メーリングリスト (abolition-japan)」にご参加ください。核兵器廃絶のためのオープンな情報交換のメーリングリストです。どなたでも無料で参加できます。登録方法は、abolition-japan-owner@list.jca.apc.orgに「入会希望」のメールを送ってください。http://list.jca.apc.org/manage/listinfo/abolition-japanからも手続きできます。

- 進めているロケットは人工衛星の可能性が高いとの見方を示す。
- 4月1日 オバマ米大統領とメドベージェフ露大統領がロンドンで初会談。共同声明を発表。(本号参照)
- 4月1日 ベトラス米中央軍司令官、イスラエルがイランを先制攻撃をする可能性を指摘する書面を上院軍事委員会に提出。
- 4月3日 オバマ米大統領とサルコジ仏大統領がストラスブールで初会談。サルコジ大統領、オバマ政権のアフガン戦略を全面的に支持。
- 4月4日 NATO首脳会議、「ストラスブール・ケール宣言」など採択し閉会 (3日～)。計約5000人のアフガン部隊増派で合意。
- 4月4日 日本政府、「北朝鮮から飛翔体が発射されたもよう」と発表し、5分後に「誤探知だった」と訂正。国際的に報じられる。
- 4月5日 北朝鮮、「人工衛星」としてロケットを発射。1段目が日本海、2段目が太平洋に落下したとされる。(本号参照)
- 4月5日 オバマ米大統領、プラハで核軍縮に関する演説。核兵器を使用した国としての「同義的責任」に初めて言及。(本号参照)
- 4月5日 オバマ大統領とポーランドのカチンスキ大統領が初会談。米大統領、ポーランドへの米MD配備を支持しつつ、イラン情勢の変化による計画変更に含みを残す。
- 4月5日 米EU首脳会議、プラハで開催。北朝鮮のロケット発射を非難する共同声明発表。
- 4月5日 国連安保理、北朝鮮ロケット発射を受け緊急会合。決議違反に関する日米と中露などの見解が折り合わず、継続協議に。
- 3月23日 沖縄防衛局、普天間代替施設建設に伴う埋め立て関連設計業務の落札業者を発表。
- 3月24日 キャンプ・シュワブ内の廃弾処理場で不発弾爆発。米兵1人が死亡、2人が負傷。
- 3月24日 03～08年度に防衛省が米側などから通報を受けた在沖米軍施設・区域での油漏れ件数が8施設、計21件に上ることが判明。
- 3月24日 大浜石垣市長、4月3～5日の米海軍掃海艦2隻の石垣港寄港計画について、オバマ米大統領に中止を求める文書を郵送。
- 3月25日 外務省の船越日米地位協定室長と久野沖繩事務所副所長が石垣市役所を訪れ、米

- 掃海艦寄港受け入れを求める。
- 3月25日 県議会、海兵隊グアム移転協定反対の意見書を自民、公明を除く賛成多数で可決。
- 3月25日 防衛省、コンサルタントに業務受託し作成した海兵隊グアム移転事業の基本構想報告書を衆院外務委員会に提出。ほとんどが黒塗り。
- 3月25日 米F22ステルス戦闘機がカリフォルニア州エドワーズ空軍基地の近くで墜落。嘉手納基地の同型機12機は訓練継続。
- 3月30日 中曽根外相、大浜石垣市長について「国の決定に地方公共団体が関与、制約することは港湾管理者の権能を逸脱する」と発言。
- 4月1日 沖縄防衛局、普天間代替施設建設の環境アセス準備書を県、名護市、宜野座村に提出。ヘリパッドなど新施設が複数追加される。
- 4月1日 嘉手納町基地渉外課、嘉手納基地の08年度騒音発生回数を発表。屋良地区では、70dB以上が39,357回と過去5年間で最多に。
- 4月3日 米掃海艦パトリオットとガーディアン、石垣港に入港。市民約200人が市街地へのゲートを封鎖。メア総領事らは強行突破。

## 今号の略語

- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- FMCT=核分裂性物質生産禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICBM=大陸間弾道ミサイル
- ICOC=弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範
- MD=ミサイル防衛
- MTCR=ミサイル技術管理レジーム
- NATO=北大西洋条約機構
- NORAD=北米航空宇宙防衛司令部
- NPT=核不拡散条約
- OSCE=欧州安全保障協力機構
- SLV=宇宙発射体
- SORT=戦略攻撃力削減条約
- START=戦略兵器削減条約
- WMD=大量破壊兵器

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>  
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

## 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- 「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、津留佐和子、中村和子、華房孝年、宮野史康、山口響、吉田遼、梅林宏道